

安心できる介護制度の実現を求める意見書

「家族を介護負担から解放する」ことを主たる目的として介護保険制度が始まって以降、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から「20分以上45分未満」「45分以上」へ短縮されたことにより、サービス低下、事業所の経営悪化やヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり、利用料自己負担額が大きくなり過ぎるなどで必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。

医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護も、その受け皿としては余りに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善と、サービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

よって、国においては下記事項について実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 介護保険制度を改善して介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料、利用料を国の責任で軽減すること。
- 2 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるように改めること。
- 3 全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
- ・ 総務大臣 新 藤 義 孝
- ・ 財務大臣 麻 生 太 郎
- ・ 厚生労働大臣 田 村 憲 久